

GSID

Discussion Paper No.177

遺伝資源の利益配分と知的財産権：

生物多様性条約の経験から

香坂 玲 本田 悠介

January 2010

Graduate School
of
International Development

NAGOYA UNIVERSITY
NAGOYA 464-8601, JAPAN

〒464-8601 名古屋市千種区不老町
名古屋大学大学院国際開発研究科

はじめに

現在、植物、動物、微生物その他、生物の遺伝資源の利用から生じた利益の配分をめぐる新たな国際的枠組みをめぐる議論が、生物多様性条約（Convention on Biological Diversity: CBD）の下で大きな関心を集めている。これは、「遺伝資源へのアクセスと利益配分（Access and Benefit-Sharing: ABS）に関する国際レジーム」（ABS 国際レジーム）と呼ばれている。この問題は、バイオテクノロジーや、医薬品、種子、農薬、園芸品などの遺伝資源を利用する分野に密接に関連し、また、特許等の知的財産権にも密接に関連することから、締約国の政府関係者だけでなく、産業界および研究機関もその動向に大きく注目している。

2010年10月に愛知県名古屋市で開催される、生物多様性条約の第10回締約国会議（COP10）は、重要議題の一つにこの「ABS 国際レジーム」を挙げており、国際的にも国内的にも大きな転換点となる可能性を孕んでいる。

本稿は、CBDの下で議論が続けられているABS 国際レジームを中心として、遺伝資源の利益配分と知的財産権をめぐる現状と諸問題に関して検討するものである。

1. 生物多様性条約における遺伝資源と知的財産権

1.1 生物多様性条約の特徴

1992年、環境と開発に関する国連会議（リオ・サミット）において採択された生物多様性条約¹は、「生物多様性の保全」、「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、および「遺伝資源の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分」の3つの目的を柱としており²、環境の保護・保全を目的としながらも、利益の配分、先住民の伝統的知識の尊重、バ

¹ 2009年12月現在、締約国はECを含め193ヶ国にまで達しており、地球上のほぼ全ての国が参加している。ただし、アメリカは署名のみで批准をしていない。The Secretariat of the Convention on Biological Diversity <<http://www.cbd.int/convention/parties/list/>> last visited 15 June 2009.

² CBD 第1条。

イオテクノロジーの取り扱いおよび知的財産権に関する問題をも対象とする、これまでの環境保全条約とは異なる特徴を持つ条約である³。

もう一つの特徴は、「枠組み条約」であるということである。「枠組み条約」とは、条約の目的や一般的義務等について規定し、詳細な義務や規制内容は事後に開かれる締約国会議で締結される「議定書」において定める方式をいう。従って、CBDの条文は、そのほとんどが一般的な政策目標としての特徴しか有しておらず、具体的な内容の実施は各締約国の裁量に大きく任されている⁴。

そのため、遺伝資源の利益配分や知的財産権と関連する技術の移転に関しても、各国の国内法上、行政上、政策上の措置によって実施されることになっており、CBD自体が直接利益配分の実施や技術の移転を義務付ける形にはなっていない。

1. 2 起草経緯：1992年当時における知的財産権をめぐる対立

遺伝資源の利用と知的財産権に関する問題は、CBDが起草された1980年代後半から、途上国と先進国との間で主要な論点として認識されていた。

遺伝資源の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分という概念が浸透していなかった当時、先進国の企業や研究者は、遺伝資源の豊富な地域（主に途上国）へ行き、その遺伝資源や伝統的に先住民および地域共同体によって保全されてきた遺伝資源または伝統的知識を入手して、それらの開発および特許等の知的財産権を取得してきたが、遺伝資源の原産国や先住民・地域共同体と、利益配分や技術移転に関する取り決めを結ぶような例はほとんど無かった⁵。一方途上国は、遺伝資源や伝統的知識を利用して生まれた研究成果について、先進国の企業や研究者・開発者には知的財産権という排他的権利が与えられ、それによって利益を上げているにもかかわらず⁶、それらの提供者である途上国や先住民・

³ Désirée M. McGraw (2002), “ The CBD - Key Characteristics and Implications for Implementation, ” *RECEIL*, 11(1), p.22.

⁴ 例えば、ABSに関してCBD第15条7項、第16条3項、第19条1項など。

⁵ 大澤麻衣子（2002）「生物多様性条約と知的財産権－環境と開発のリンクがもたらした弊害と課題」『国際問題』第510号、56-69頁。

⁶ 例えば、1950年代、マダガスカルに自生するニチニチソウ（rosy periwinkle）から、米製薬企業のEli Lilly社が、急性リンパ性白血病に効果のある2種類のアルカロイドが単離・特許を取得した事例。それらを利用した特効薬の利益は、年間1億8000万ドルとなった。田上麻衣子

地域共同体に対しては、利益の還元も知的財産権による保護も与えられないということに対して、強い不満を感じるようになっていた。そのため、途上国は、遺伝資源を含む生物資源に対する主権を強く主張し、また、先進国に対する技術移転や資金援助を含む利益配分を義務付けることによって南北問題の解決に役立てることを考えていた。また、遺伝資源等を利用した発明に対する特許等の知的財産権による保護は、途上国への技術移転の障害になるとして、知的財産権による保護に制限を加えることを主張した。

これに対して先進国は、知的財産権の適切な保護なくして、遺伝資源の調査、研究、開発および外国投資はなく、生物多様性の保全も達成されないと主張し、知的財産権が生物多様性の保全にとって重要な役割を果たすことを強調した⁷。

激しい交渉の末、1992年に採択された条文は先進国・途上国両者にとって満足いくものではなかった。途上国が主張した、遺伝資源の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分や、緩和されたかつ特恵的な条件の下での技術移転（知的財産権で保護された技術を含む）、遺伝資源を基礎とするバイオテクノロジーから生じた成果および利益の優先的取得に関する事項は、CBDの条文に反映されることになったが、これらは「相互に合意する条件で」実施されることになっており、先進国側に大きく裁量を残した形になっている⁸。また、先進国にとっても、途上国における生物多様性を保全し、今後も活用するため、上記のように途上国にとって有利な内容を認め、主に先進国からの拠出による資金供与制度などを設けるなど、大きく譲歩をせざるを得なかった。

そのような中、最も対立が激しかったのは、技術移転と知的財産権の関係を定める第16条5項である。同条第5項は、「締約国は、特許権その他の知的財産権がこの条約の実施に影響を及ぼす可能性があることを認識し、そのような知的財産権がこの条約の目的を助長しかつこれに反しないことを確保するため、国内法及び国際法に従って協力する」ことを求めており、途上国はこれを、知的財産権の主張によってCBDの目的

(2008) 「遺伝資源及び伝統的知識をめぐる議論の調和点」『知的財産法政策学研究』第19号、167-190頁参照。

⁷ Lyle Glowka, Françoise Burhenne-Guilmin and Hugh Synge in collaboration with Jeffrey A. McNeely and Lothar Gündling (1994), *A Guide to the Convention on Biological Diversity*, IUCN, pp.1-6; Melinda Chandler (1993), “The Biodiversity Convention: Selected Issues of Interest to the International Lawyer,” *Colorado Journal of International Environmental Law and Policy* 4, pp.161-164.

⁸ Chandler, *supra* note 7, pp.164-165.

である技術移転および利益配分を阻害してはならないことを定めていると解釈した。これに対して先進国は、同条2項において、「特許権その他の知的財産権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的財産権の十分な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う」とし、知的財産権の保護が優先すると主張するが、この規定は但し書きにおいて「第3項から第5項までの規定と両立するように適用する」⁹ となっており、途上国の主張する解釈を完全に排除することが困難であった。アメリカは、この条文が国内のバイオテクノロジー産業に与えるマイナスの影響を考慮し、最終的に条約の批准を拒否した。また、いくつかの先進国は知的財産権の保護を尊重するという主張を付した。

このように生物多様性条約には、主張の相反する両案を反映させたために、一貫性を欠く規定や不明確な規定が多く存在している。これは当初、生物多様性「保全」を目的とした環境保護条約に、急遽、利益の配分という「経済」的要素を挿入したことと、そのために条文の交渉に十分な時間が無かったことなどが関係している。そのため、特に、利益配分や技術移転、知的財産権に関して大きく不満の残った途上国は、CBD発効以降も継続してさらなる対応を主張していくことになる。

2. CBDにおける利益配分と知的財産権に関する議論経緯

生物多様性条約は、ほぼ隔年で、条約に関する課題を検討するための締約国会議（COP）を開催し、締約国のCBDの実施状況の検討や、条約に関する重要課題および新興問題の検討を行っている。遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）や知的財産権は、CBD発効以降、毎回COPにおいて検討されており、その他の関連条約における議論と並行して、議論が発展している。以下に、利益配分と知的財産権に関わる生物多様性条約と関連条約の経緯を表にまとめる（表1参照）。

CBDが採択されて以降、知的財産権や遺伝資源に関連する国際的枠組

⁹ CBD第16条3項は、特許権その他知的財産権によって保護される技術の移転を、相互に合意する条件で、また適宜、国内立法上、行政上、政府策上の措置を取ることとを義務付けている。同条第4項は、途上国の政府機関および民間部門（企業）双方の利益のため、自国の民間部門に対し技術移転を円滑化するよう、適宜、国内立法上、行政上、政策上の措置を取ることとを義務付けている。これらの規定は、相互に合意する条件で、または、国内的措置によって円滑化することが求められており、先進国にとって大きな裁量が残る規定である。

みは複数のフォーラムにおいて成立している。1995年、世界貿易機関（WTO）は「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）」を採択し、同フォーラムではCBDとTRIPSの関係性についても議論がされることになる¹⁰。同時期、世界知的所有権機関（WIPO）が遺伝資源と関連する先住民の伝統的知識に関して検討を始めたため、WIPOとも連携協力をしていくことになる¹¹。さらに、植物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関しては国連食糧農業機関（FAO）と協力をしている。特に、FAOとは、その目的が（植物）遺伝資源の保全と持続可能な利用、その利用から生じた利益の配分、と一致しており相互の関連性が強い。これは、2001年にFAOが採択をした、食料および農業に関する植物遺伝資源を対象とした「食料農業植物遺伝資源国際条約」（ITPGR）にも反映されている¹²。

CBDはこれらの関連機関（枠組み）と相互に影響を及ぼしながら、ABSに関する議論を進めている。

表1：利益配分と知的財産権に関わる生物多様性条約と関連条約の歴史的流れ

| | CBD | 関連条約 |
|-------|--|-------------------|
| 1992年 | リオ・サミット：CBD採択 | |
| 1993年 | CBD効力発生 | |
| 1995年 | COP2 | WTO：TRIPS発効 |
| 1999年 | ABS専門家パネル | |
| 2001年 | 第1回ABS作業部会 | FAO：ITPGR採択 |
| 2002年 | COP6：ボン・ガイドライン採択 ヨハネスブルグ・サミット：ABS国際レジーム検討確認 | WTO・TRIPS：ドーハ宣言採択 |
| 2004年 | COP7：ABS国際レジームの交渉開始 | FAO：ITPGR発効 |
| 2006年 | COP8：2010年までにABS国際レジームの作業完了を確認 | |
| 2009年 | 第7回、第8回ABS作業部会 | |
| 2010年 | 第9回ABS作業部会 第10回締約国会議（COP10） | |

¹⁰ CBD COP2 (1995) Decision II/12.

¹¹ CBD COP3 (1996) Decision III/14.

¹² ITPGR 第1条「目的」参照。

2. 1 「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益配分の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドライン（ボン・ガイドライン）」の採択（1992年～2002年）

CBDにおける知的財産権の問題は、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）の問題と不可分である。CBDは、1995年の第2回締約国会議（COP2）以降、知的財産権がCBDの利益配分および技術移転に関する規定に対してどのような役割を果たすかに関する議論を続けてきた。

2000年、COP5は、CBDのABSに関する条文の履行に関して、締約国や利害関係者を支援するアプローチやガイドラインを作成することを目的として、「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するアドホック公開作業部会」（ABS作業部会）の設立を決定した¹³。そして、2001年のABS専門家パネルにおいて、スイス政府が「ABSガイドライン草案」を提出¹⁴、2002年のCOP6において、このスイス案をベースに「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益配分の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドライン（ボン・ガイドライン）」が採択されることになる¹⁵。この際、CBDおよび既存の国際的枠組みでは利益配分が十分に実施されていない現状、また、TRIPSにおいて知的財産権の保護が強化されたことに対して不満を募らせていた途上国は、遺伝資源に関連する知的財産権に関して新たな条件を課すと共に、利益配分を確実なものとするため、拘束力のある文書（議定書）としての採択を考えていた。しかしながら、先進国の強い反発および内容の詳細に関して利害関係者間で調整が付かなかつたため、最終的には法的拘束力を持たないガイドラインとして採択されることになった。

しかしながら、このボン・ガイドラインはそれ自体拘束力を有さないものの、当時、先進国と途上国180カ国以上の締約国の交渉の上に採択されたものであり、その重要性は大きい。また、ボン・ガイドラインはその性質上、今後締約国がABSに関して立法上、行政上、政策上の措置を策定する際の指針となることが期待されており、締約国の国内措置に与える影響も大きかったとされる。

¹³ CBD COP 5 (2000) Decision V/26.

¹⁴ Study of Complementary Options to Address Access and Benefit-sharing in the Framework of the Convention on Biological Diversity: Draft Guidelines on Access and Benefit Sharing Regarding the Utilization of Genetic Resources, Submitted by Switzerland, UNEP/CBD/EP-ABS/2/INF/1 (30 January 2001).

¹⁵ CBD COP 6 (2002) Decision VI/24, Annex.

前述の通り、ボン・ガイドラインに拘束力はなく、その内容は勧告的意味しか有さない。しかしながら、利益配分に関して非常に具体的かつ実用的な内容となっている。ボン・ガイドラインは、遺伝資源へのアクセスに関して、事前の情報に基づく同意（PIC）や相互に合意する条件（MAT）、利益配分の内容など、手続き面での要素に関して詳細な参考例を示している¹⁶。利益配分に関しては、配分されるべき利益の条件、義務、手続き、種類、時期、分配およびメカニズムに関して詳細な内容が示されている。なお、ボン・ガイドラインは配分される利益の種類として、「金銭的利益（monetary benefit）」および「非金銭的利益（non-monetary benefit）」で分けており、それぞれ具体的な内容のリストを例示している（表2参照）。

また、知的財産権に関しても言及されている。パラグラフ16(d)(ii)においては、「知的財産権の申請における遺伝資源の原産国、先住民および地域共同体の伝統的知識、工夫および慣行の出所の開示」に関する措置を取ることを締約国に推奨し、利益配分の明確化および促進を図っている。また、パラグラフ43の(c)と(d)では、契約取り決めにおける指針項目として、「共同研究、取得した発明に関する権利を実施する義務、および共同の合意によって実施権を許諾する義務を含む、知的財産権の利用のための規定」（パラグラフ43(c)）、および「貢献の度合いに応じた知的財産権の共同所有の可能性」（パラグラフ43(d)）を考慮することも推奨し、これらの要素は、相互に合意する条件の基本的要件として考慮することもできるとしている。しかしながら、知的財産権自体の取り扱いに関してやその具体的な利益配分の方法（ロイヤルティ配分の方法や割合）に関しては未解決のままとなっている¹⁷。

¹⁶ 事前の情報に基づく同意に関してパラグラフ24～37、相互に合意する条件に関してはパラグラフ41～44、利益配分に関してはパラグラフ45～50および附属書IIを参照。

¹⁷ 林希一郎（2007）『生物遺伝資源アクセスと利益配分に関する理論と実際－新医薬品開発を例に』、大学教育出版、35-36頁。

表 2 : ボン・ガイドラインにおいて例示されている金銭的利益及び非金銭的利益の一例

| 金銭的利益 | 非金銭的利益 |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| アクセス、収集、標本ごとの料金 | 研究開発成果の共有 |
| アップフロント料、マイルストーン料、ロイヤルティ料 | 製品開発への参加 |
| 商業化の際のライセンス料 | バイオテクノロジーを含む遺伝資源を利用する知識と技術の移転 |
| 生物多様性の保全及び持続可能な利用を支援する信託基金へ支払われる特別料金 | 原産国及び先住民・地域社会の能力開発 |
| 研究資金 | 生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する科学情報へのアクセス |
| 共同事業 | 地域経済への貢献 |
| 関連する知的財産権の共同所有など | 遺伝資源提供国のニーズに沿った研究など |

注) これら一例である

2. 2 ABS 国際レジームをめぐる議論：ヨハネスブルグ・サミットとその後の ABS 作業部会

2002 年のボン・ガイドラインの採択においても満足のいく結果を得られなかった途上国グループは、その数ヶ月後に開催された国連のヨハネスブルグ・サミット（WSSD）において、再度、法的拘束力を有する利益配分のための国際的枠組みを提案する。そして、「ボン・ガイドラインを念頭に置いた、CBD の枠内において、遺伝資源の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分を促進および守るための国際的な制度

（International Regime）に関して交渉する」ことが行動計画において反映された¹⁸。これを受けて、CBD の下、ABS 国際レジームをめぐる議論が開

¹⁸ Johannesburg Plan of Implementation, Report of the World Summit on Sustainable Development, A/CONF.199/20 (4 September 2002), Resolution 2, Annex, para. 44(o).

始されることになる。

2004年、CBDの第7回締約国会議は、交渉を続けていたABS作業部会の議題として、ABS国際レジームを関係する国際機関と協力して検討および交渉していくことを決定した¹⁹。そして、2005年の第3回ABS作業部会および2006年の第4回ABS作業部会を経て、締約国は、ABS国際レジームの性質、目的、範囲、要素等をまとめた文書案を作成した。この文書案は、合意されていないことを表すブラケット（[]）が非常に多く挿入されており、CBDの起草やボン・ガイドラインの策定の時と同じく、非常に難しい交渉となることは容易に想像された。しかし、同年開催されたCBDの第8回締約国会議において、「2010年のCOP10まで可及的速やかにその作業を完了させる」旨の決議²⁰を採択したことから、ABS国際レジーム（新しい制度枠組み）の採択に向けた議論が加速していくことになる。それに伴い、先進国と途上国の対立もさらに激しくなっていくことになった。

2007年には第5回ABS作業部会、2008年に第6回ABS作業部会が開かれ、それらの成果は同年5月にドイツ・ボンで開催されたCBD第9回締約国会議（COP9）にもたらされた。COP9は、①目的、②範囲、③主要な構成要素として、A)公正かつ衡平な利益配分、B)遺伝資源へのアクセス、C)遵守、D)遺伝資源と関連する伝統的知識、E)能力（開発）、④（採択される文書の法的）性質を構成要素とした、ABS国際レジームの文書案を採択した²¹。

特に、ABS国際レジームによって利益配分を確実なものとするため、履行監視メカニズムとしての「遺伝資源の原産国/出所/法的由来に関する国際的に認知された証明書（internationally recognized certificate）²²」や特許等の知的財産権申請時における遺伝資源の出所開示の義務付けは、遺伝資源の移動および知的財産権を監視し、利益配分を確実なものとするための手段となることから、途上国が導入を強く主張している点である。特に、知的財産権申請時における遺伝資源の出所開示の義務は、義務違反が認められた場合には特許を含む知的財産権を取り消すことも含まれており、特許の進歩性や新規性と直接の関連性が無いことから、先進国はその導入に反対している。

¹⁹ CBD COP 7 (2004) Decision VII/19.D. para.1, 5 and Annex.

²⁰ CBD COP 8 (2006) Decision VIII/4, para.6.

²¹ CBD COP 9 (2008) Decision IX/12.

²² 遺伝資源の原産地/出所/法的由来の国際的に認知された証明書に関する専門家会合は、2007年1月にペルー・リマで開かれた。

UNEP/CBD/WG-ABS/5/7 (2007).

依然として多くの重要な論点に関して議論がまとまっていないことから、締約国会議は、専門家らによる会合を開き、さらなる具体的提案をまとめることを決定した²³。それらは、① ABS 国際レジームにおける遺伝資源のアクセスと利益配分の遵守に関する専門家会合²⁴、② 遺伝資源の定義・種類・形式、生物資源や遺伝資源およびその派生物などの区別の仕方、産業別での遺伝資源へのアクセスと利益配分の違いなどに関する専門家会合²⁵、そして、遺伝資源と関連する伝統的知識に関する専門家会合²⁶である。また、2010年までに、さらに3回の作業部会を開催することも決定され、2010年のCOP10においてABS国際レジームに関する成果を出すことも再確認された²⁷。

2009年4月、第7回ABS作業部会がフランス・パリにおいて開催された。第7回ABS作業部会では、ABS国際レジームの「目的」「範囲」「遵守メカニズム」「遺伝資源へのアクセス」「公正かつ衡平な利益配分」の5つの要素に関して議論がされ、特に、目的および範囲に関しては今回の作業部会で文書案を仕上げることを目標とされていた。

2日間の地域会合と1週間に渡る激しい交渉の末、各要素に関するABS国際レジームの文書案が整理されたが、その過程で、さらなる対立の顕在化や新たな問題の提起などがあり、議論は混乱を極めた。第9回締約国会議以降、ABS関連会合における成果に不満を募らせていた途上国グループは、資源利用国に対する新たな義務的措置として、知的財産権申請時における遺伝資源の原産国の開示の義務化やそのためのチェックポイントを設置すること、この他、資源提供国のABS国内法の不遵守の場合には知的財産権を取り消すなど、規制の厳格化を主張してきている。また、利益を最大化するため、範囲に関しては、遺伝資源に関連する「派生物（derivatives）」および「生産物（products/by-products）」も利益配分の対象とすることを主張し、さらに、これまで利益配分の対象としないことで合意されていたヒトゲノムや、新たにウイルスや病原体までも利益配分の対象とすることを主張する声もあった²⁸。当然ながら、これらの主張は、先進諸国からの反論もあり、全て合意されていないこと

²³ CBD COP 9 (2008) Decision IX/12, para.11, Annex II.

²⁴ 2009年1月27日～30日、日本・東京で開催。UNEP/CBD/WG-ABS/7/3

²⁵ 2008年12月2日～5日ナミビア・ウイントフックで開催。

UNEP/CBD/WG-ABS/7/2

²⁶ 2009年6月16日～19日、インド・ハイデラーバードにて開催。

UNEP/CBD/WG-ABS/8/2

²⁷ CBD COP 9 (2008) Decision IX/12, para.2.

²⁸ UNEP/CBD/WG-ABS/7/8, Annex (2009).

を表すブラケットに入っている。

同様の議論は、2009年11月にカナダのモントリオールで開かれた、第8回ABS作業部会においても主張された。第8回ABS作業部会では、「遺伝資源へのアクセス」「公正かつ衡平な利益配分」「遵守メカニズム」「伝統的知識」「(途上国の)能力開発」、そして、ABS国際レジームの性質そのものに係わる「(法的)性質」が議論された。前回同様、新たな国際的枠組みをめぐる交渉は非常に激しく、最終的にはほとんどの部分が合意されていないことを表すブラケットに入れられることになった。

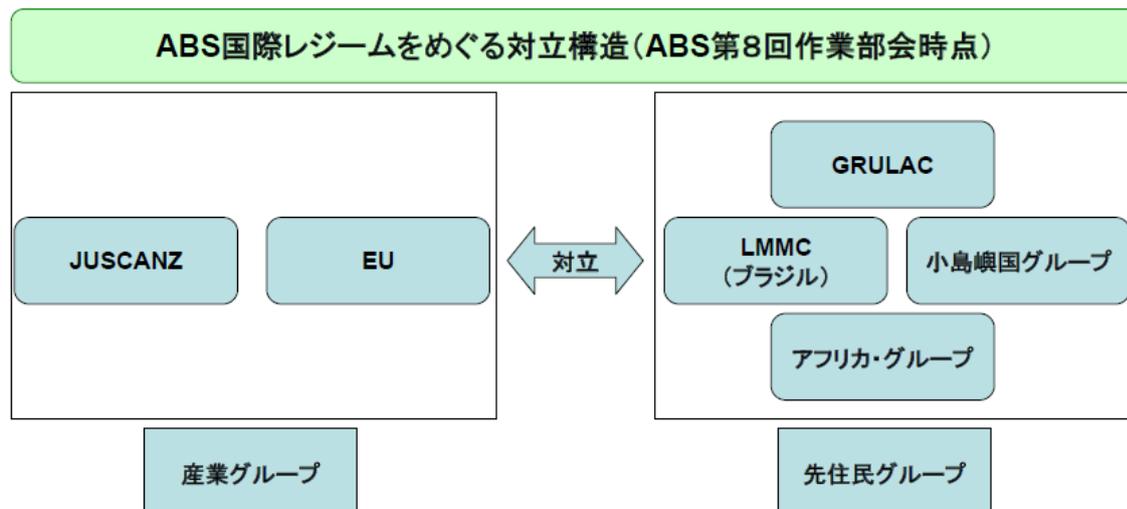
特に、ABS国際レジームの「範囲」「利益配分」「遵守」に関する部分では、先進国と途上国の対立が激しく、妥協案が全く見出せないままであり、法的拘束力ある「議定書」としての採択することを目標とし、先進諸国の遺伝資源の利用および関連する知的財産権をより厳しく規制したいと考える途上国グループと²⁹、法的拘束力のある制度ではなく、これまで通り、当事者間の契約によって柔軟に対処することを主張する先進国グループ³⁰との間の対立は激しさを増している。(対立構造およびその内容に関しては、表3、表4参照)

このような対立は、生物多様性条約およびボン・ガイドラインの起草過程における対立を想起させ、枠組みの採択を急ぐあまり、十分な妥協案を見出せず実効性や一貫性のない枠組みとなってしまう危険性を伺わせる。

²⁹ ABSに関する会合では、途上国グループというより、(遺伝)資源原産国・提供国としてのグループ分けがされている。そのグループとして主に、生物多様性の豊富なメガダイバーシティ同土国家(LMMC)、アフリカ・グループ、小島嶼国グループの3つがある。この他にも、ラテンアメリカ地域(GRULAC)としての発言もある。

³⁰ ABSに関する会合では、先進国というより、資源利用国と呼ばれている。日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどのJUSCANZや、EUがそれに当たる。なお、先進国の中でも、スイスやノルウェーは途上国寄りの発言をしている。また、アメリカはCBDの締約国ではないので、投票権の無いオブザーバーとして扱われている。

表 3 : ABS 国際レジームをめぐる各国の対立構造



[出所 : 筆者作成]

略称 :

- ・ LMMC (Like-Minded Megadiverse Countries) : メガダイバーシティ同志国家。ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、コンゴ民主共和国、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、フィリピン、ベネズエラの17カ国で構成されている。
- ・ GRULAC (Group of Latin American and Caribbean Member States) : ラテンアメリカ・カリブ諸国の総称。

表 4 : ABS 国際レジームにおける知的財産権をめぐる主張

| 特許の出願時における遺伝資源および関連する伝統的知識の出所開示の義務化 | | | |
|---|--|--|---|
| 義務化に反対 | 条件付きで賛成 | 出所開示の義務化、強い制裁制度が必要 | |
| JUSCANZ (US は非締約国) | EU | ノルウェー・スイス | LMMC ・ GRULAC ・ アフリカグループ |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 出所開示等の特許に関する点は、WIPO、TRIPS で議論すべき。 ・ 国際認証制度は費用対効果の面から疑問。 ・ 契約の遵守が ABS 遵守の効果的手段であり、証拠である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出所開示の対象は遺伝資源に基づく特許申請のみであり、製品承認に対する出所開示は対象外。 ・ 伝統的知識に関しては WIPO の議論と重複すべきでない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出所開示は特許性に影響を与えない範囲でなら可能。 ・ 出所開示をしないのは「不正利用」となり、民法・刑法・行政法で制裁を課すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝資源 / 伝統的知識の不正利用を防止するため出所開示の義務付けは必須。 ・ 出所開示をしない、原産国の国内法を遵守しない場合は、特許を取り消すべき。 |

おわりに

遺伝資源の利益配分と知的財産権をめぐる問題は CBD 起草当時より、約 20 年間、先進国と途上国の間で主な争点となってきた。この間、途上国は繰り返し妥協を強いられてきたと感じており、国内法による自国の遺伝資源の保護や、遺伝資源へのアクセス規制の強化、知的財産権申請時における条件を強化することで、利益配分を確実なものにしようとしてきた。そして今日、途上国はあらゆる国際フォーラムにおいて遺伝資源の利益配分と知的財産権申請時における原産国の開示等を主張し、ABS 国際レジームへの大きな流れを作ろうとしている。

実際、途上国が提起した WTO における TRIPS 修正案や、WIPO における伝統的知識の保護に関する規定案に関する議論は CBD との関連性に言及しており、また明示的に CBD の遺伝資源および伝統的知識へのアクセスおよび利益配分に関する規定の遵守を目的として主張している国もある。遺伝資源の利用と知的財産権が密接に関連する今日において、このように CBD における ABS の議論と TRIPS、WIPO における知的財産権をめぐる議論が相互に関連することは、ある意味必然であるともいえる。

しかしながら、ABS 国際レジームはあくまで CBD の下で議論されているものであり、その内容は CBD の目的である「生物多様性の保全」、「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、および「遺伝資源の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分」に適ったものとすべきであり、知的財産権の制限を目的とすべきではない。

また、日本や EU などの先進国が提唱するように、利益配分のメカニズムに関して、セクター別での実体の違いを考慮した、実践的な制度を検討する必要があると考える³¹。同様の指摘は CBD の専門家会合でも検討されており、産業別の国際的な自主的行動規範や最良事例の検討がなされている³²。

セクター別アプローチとは、農作物、天然創薬などの医薬品、化粧品などそれぞれの産業でのアクセスの実態と、商品化された場合の利益率などの違いを踏まえて、各セクターで個別の利益配分の枠組みを議論するというものである。

例えば、種子や園芸などの農業分野の場合、医薬品や化粧品産業と比較して、新しい遺伝資源への依存度は低い。これは、農業分野の場合、現在商品化されているものの多くが、既に産業が収集した遺伝資源を利用することによって開発をすることが可能であり、新しい遺伝資源を見つけ出す必要性が低いからであると指摘されている³³。これに対して、医薬品や化粧品産業の場合、商品開発にかかる時間とコストは大きいですが、特許から得られるロイヤルティなどの金銭的利益は大きい³⁴。

³¹ UNEP/CBD/ABS/GTLE/1/2/Add.1 (2008), submitted by Japan.

³² 産業別の ABS 実態に関しては、Sarah Laird and Rachel Wynberg (2008), Access and Benefit-Sharing in Practice: Trends in Partnerships Across Sectors, CBD Technical Series No.38, CBD Secretariat。ABS に関する自主的な行動規範の例に関しては、UNEP/CBD/WG-ABS/7/2 (2008), appendix 参照。ビジネス手法および事例に関しては、Good Business Practices and Case Studies on Biodiversity, submitted by European Federation of Pharmaceutical Industries and Associations (EFPIA), UNEP/CBD/ABS/GTLE/1/INF/1 (2008) 参照。

³³ Sarah Laird and Rachel Wynberg (2008), Access and Benefit-Sharing in Practice: Trends in Partnerships Across Sectors, CBD Technical Series No.38, CBD Secretariat, pp.15-18.

³⁴ 香坂玲、本田悠介 (2009) 「生物多様性条約における遺伝資源の利

このような産業別の特色を踏まえ、今後はセクター別に、遺伝資源の利用と利益配分に関わる実態とリスク認識の把握と分析を行ない、国際議論に備えていくことが急務となるであろう。ただし、農業の多様性を巡っては、FAOは「生産」（あるいは「持続可能な利用」）、Biodiversity Internationalは「遺伝子」というように、組織の主要な関心事が分化していることも、総合的な対策を難しくしているという生物多様性条約の関係者の指摘もある。今後は、条約の実施や制度設計に当たり、組織や制度の整合性や整理ということも重要となるであろう。

謝辞：本研究は三井物産環境基金の支援を受けたプロジェクト「持続可能な地域開発のための農業生物多様性管理の組織制度構築に関する研究（研究代表者 西川芳昭教授）」と、名古屋大学大学院国際開発研究科（GSID）の客員研究員制度の成果である。また、機械産業記念事業財団（TEPIA）の知的財産学術研究助成及び名古屋市立大学特別研究奨励費の支援を受けた研究成果の一部も使用している。本稿は、2009年6月に開催された第7回年次学術研究発表会「今あるべき知的財産戦略－環境パラダイムへの対応とバランスに向けて－」の一般発表「知財に関する国際問題」セッション(E)での報告に加筆・修正をしたものである。本発表会では貴重な意見をいただいた。この場を借りて、御礼申し上げる。